

札幌市映像活用推進プラン改定検討委員会 設置要綱

令和3年4月12日
経済観光局長決裁

(設置)

第1条 「映像の力により世界が憧れるまちさっぽろを実現するための条例（平成26年5月30日条例第36号）」第7条に基づく基本計画として平成28年6月に策定した「札幌市映像活用推進プラン（以下「プラン」という。）」の改定にあたり、広く市民及び有識者の意見を反映するため、札幌市映像活用推進プラン改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 今後取り組む市の映像振興施策の考え方や内容等に関する事。
- (2) その他プランの改定のために必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、7名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて経済観光局長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員ではない者から意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課において行う。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝礼を支給することができる。

- 2 会議に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例の別表に定める「附属機関 上記以外の委員その他の構成員」の報酬日額の規定の例による。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。